

【契約条項を改定する条項】

世田谷区と、供給者又は請負者(以下「受注者」という。)との契約における契約条項の全部を次のとおり改める。

世田谷区(以下「区」という。)及び受注者は、次のとおり契約する。

- 第1条 受注者は、表記の物品購入、修繕及び役務調達(以下「この契約」という。)について、表記の納期内に表記の履行場所において、納品又は履行(以下「履行」という。)を完了しなければならない。
2. 受注者は、納入物品の品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
3. 受注者は、この契約を履行する上において当然必要なものは、受注者の負担で行うものとする。
- 第2条 受注者は、履行を完了したときは、直ちに納品書兼完了届を区に提出しなければならない。
- 第3条 区は、前条の規定により受注者から納品書兼完了届の提出があったときは、その日から起算して、10日以内に検査を行わなければならない。
2. 受注者は、区の指定する日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
3. 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
4. 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のための変質、変形、消耗又はき損した物品等の損失はすべて受注者の負担とする。
- 第4条 受注者は、前条の検査の結果、履行内容の一部又は全部が検査に合格しないときは、区の指定する期限までに代替物の納入、修補又は再履行により、この契約に適合するように履行しなければならない。
2. 前項の規定により、履行した場合は、第2条及び前条の規定を準用する。
- 第5条 物品購入において、目的物(以下「物品」という。)の所有権は、検査に合格したときに受注者から区に移転し、同時にその物品は、区に対し引渡されたものとする。
2. 前項の規定により、所有権移転が完了する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、区の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。
- 第6条 区は、納入された物品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完又は損害賠償を請求(以下「請求等」という。)することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、区は履行の追完を請求することができない。
2. 区は、納入された物品に関し、第5条の規定による引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした請求等を行うことができない。
3. 区が前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、区が通知から1年が経過する日までに具体的な契約不適合の内容、区の契約不適合責任を問う意思を明確に告げたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
4. 民法第566条の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 第7条 受注者は、納期内にこの契約の履行を完了することができない事由が生じたときは、速やかにその理由、遅延日数等を詳記した書面により、区に納期の延長を申し出なければならない。
- 第8条 前条の規定による申し出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰するものでないときは、区は、相当と認める納期の延長を認めるものとする。
- 第9条 第7条の規定による申し出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、区は、受注者から遅延違約金を徴収して、相当と認める日数の遅延を認めることがある。
2. 前項の遅延違約金の額は、納期の翌日から履行した日までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
3. 前2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
- 第10条 区は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を中止させることができる。
- 第11条 区は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。
2. 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 前条の規定により、区が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。
- (2) 前条の規定により、区がこの契約の履行を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- 第12条 区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 納期内に契約を履行しないとき又は履行する見込みが明らかでないとき。
- (2) この契約に関して談合その他不正行為をしたとき。
- (3) 正当な理由なく、区の監督又は検査の実施に当たり指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 前条第2項の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- (6) 次のいずれかに該当するとき。
- イ 法人の役員等又は使用人(法人の役員等とは、個人事業主並びに法人の代表者、役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。))及び支店又は営業所を代表する者をいう。使用人とは、直接雇用契約を締結している正社員をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
- ロ 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月28日23世経理第709号)別表(以下「要綱別表」という。)第1項から第5項までに定める措置要件のいずれかに該当すると認められるとき。
- ハ 受注者が、イ及びロのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(要綱別表第5項に該当する場合を除く。)に、区が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ニ 世田谷区から暴力団等排除に関する勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 第12条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として区の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前条の規定により履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 履行の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
2. 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 第13条 契約保証金は、世田谷区契約事務規則(昭和39年3月世田谷区規則第4号)第46条第2項の規定により免除する。
- 第14条 受注者からの代金請求年月日は、受注者が履行を完了し、かつ、区の検査に合格した日とする。
2. 区は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
3. 前項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを区に請求することができる。
- 第15条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、区の承諾を得たときは、この限りでない。
- 第16条 この契約条項の各条項の解釈についての疑義又はこの契約条項に定めのない事項については、区と受注者が協議の上、定めるものとする。
- 第17条 受注者は、この契約の履行にあたり、世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号)を遵守しなければならない。
- (以下余白)